



平成 24 年 6 月 29 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 18 号
株式会社オールアバウト
代表取締役社長兼 CEO 江幡 哲也
(コード番号:2454)
問い合わせ先 経営管理部 石川 耕
電話 03-6362-1300

支配株主等に関する事項について

1. 親会社等の商号等

(平成 24 年 3 月末日現在)

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合(%)	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等
大日本印刷株式会社	その他の関係会社	32.1 (-)	株式会社東京証券取引所 市場第一部
株式会社リクルート	その他の関係会社	30.0 (-)	なし

(注)親会社等の議決権所有割合欄の(-)内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

(1) 商号

大日本印刷株式会社

(2) その理由

当社に対する議決権比率が他の株主と比較して、もっとも高いため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

① 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係

平成24年3月末日現在で、大日本印刷株式会社は当社の議決権を32.1%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。大日本印刷は、印刷技術(P)と情報技術(I)による「P&Iソリューション」を強みに、幅広い得意先企業へのさまざまなマーケティング支援事業や、独自に保有するデータセンターでのクラウドコンピューティング環境を活用した各種サービスを提供しております。加えて、独自の生活者向けビジネスとして、電子書籍販売サービス、ネットチラシサービス、オリジナルフォトブックサービス、ネットポイントサービスなど幅広いメディアサービスを展開しています。一方、当社の運営するインターネットメディア「All About」は各分野やテーマに応じガイドがカスタマーに対し情報提供やナビゲートを行う情報サイトであり、大日本印刷株式会社が展開するメディアサービスとは異なる

価値、機能をカスタマーに提供しております。

また、株式会社リクルートは当社の議決権を30.0%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。株式会社リクルートは、領域(求人、中古車、旅行等)毎の情報を収集し、情報誌やインターネットを通じて広く一般消費者に情報を提供する「商品とユーザのマッチングサービス」を行っております。一方、当社の運営するインターネットメディア「All About」は各分野やテーマに応じガイドがカスタマーに対し情報提供やナビゲートを行う情報サイトであり、株式会社リクルートの領域別の情報提供とは異なる価値、機能をカスタマーに提供しております。

人的関係につきましては、平成24年6月29日時点で、役員は当社取締役3名のうち1名、監査役3名のうち2名が大日本印刷株式会社従業員を兼任しております。また、平成23年6月29日時点で、親会社等からの派遣、出向者はありません。

親会社等とは、経営情報の交換、それぞれのノウハウを活用する等、経営資源の効率的な活用を、独立性を保ちながら図っております。

(役員・監査役の兼務状況)

(平成24年6月29日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	久保田 哲	大日本印刷(株) C&I 事業部 CB 事業開発本部長	経営情報の交換等を行うため、当社から就任を要請
監査役	林 泰宏	大日本印刷(株) 法務部所属所属	経営に関する助言を受けるため、当社から就任を要請
監査役	福島 良和	大日本印刷(株) 関連事業部所属	経営に関する助言を受けるため、当社から就任を要請

(注1) 当社の取締役3名、監査役3名のうち、親会社等との兼任役員は当該3名のみであります。

② 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット等

当社は親会社等との一定の協力関係を構築しておりますが、事業の棲み分けがなされており、親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約はありません。

③ 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、当社の運営するインターネットメディア「All About」の運営及び編集、制作、インターネット広告事業における営業活動等、すべての業務を独自に展開しております。このような状況から、当社は、親会社等とその企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。

また、当社は、経営情報の交換等を目的として、大日本印刷株式会社から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち大日本印刷株式会社の兼任取締役は1名と半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

開示すべき重要な取引はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護方策の履行状況

当社は、支配株主との取引は、業務上の必要性や市場価格と照らし合わせた同じ条件で行っています。

また当社の取締役会において、大日本印刷株式会社の兼任取締役の就任状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、独自の経営判断が確保されている状況にあります。

以上